

大門下野田地区都市計画変更に関する 説明会を開催しました。

今回御案内する説明会に先立ち、令和6年7月6日(土)及び7月8日(月)の2日間、浦和東部まちづくり事務所にて「大門下野田地区都市計画変更に関する説明会」を開催いたしました。

5名(6日:2名、8日:3名)の方に御出席いただき、下記の質疑応答がありました。

なお、記録上わかりやすくお伝えする観点から、一部補正補足等を行っております。

●本地区の都市計画変更に関して、今後のスケジュールは。

⇒直近では、8月上旬に都市計画法16条に基づく原案説明会を開催し、地区計画については、その後2週間、原案の縦覧を実施する予定です。原案説明会ならびに縦覧にいただいた意見を踏まえ、都市計画の案を作成します。案について都市計画法17条に基づく縦覧を行い、そこでも意見聴取を実施します。順調に手続きが進んだ場合、来年1月に都市計画審議会に諮問したのち、同年3月頃に告示を予定しています。

●現在の仮換地が135㎡に満たない場合、新築はできないのか。

⇒新築は可能です。ただし、地区計画の制限適用以降に従前地分筆等で135㎡に満たない換地が生じた場合、新築はできません。

【以下、参考】

●現在の仮換地が135㎡に満たない場合でも、建築物の外壁から境界線までの距離は1.0m以上離さなければならないのか。

⇒現在の仮換地が135㎡に満たない場合は、壁面の位置の制限については適用除外となりますので、1.0m以上離さなければならないものではありません。